

# 社会的養護関係の4月実施の実施要綱改正等の概要

## (1) 小規模グループケアの推進

- ①定員要件の弾力化 —— ・児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」  
 ・情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」  
 ・乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」
- ②グループ数要件の緩和 —— 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能  
 (要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」  
 →「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。  
 (要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」
- ③管理宿直等職員の配置の要件緩和 —— 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加
- ④居室面積の基準の引上げ—— 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡
- ⑤毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

## (2) 地域小規模児童養護施設の推進

- ①設置要件の弾力化等 —— 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。  
 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。
- ②居室面積の基準の引上げ—— 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡
- ③毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

### (3) 自立援助ホーム、ファミリーホームの推進及び運営の安定化

- 自立援助ホームの措置費の定員払い —— 平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。
- ファミリーホームの新設後半年間の定員払い —— 平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。
- ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示
- ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

### (4) 児童家庭支援センターによる里親等支援

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

### (5) 里親支援機関の推進

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。
- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。
- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

### (6) 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

### (7) 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。